

訴訟提起のお知らせ

平成24年12月25日

債権者 各位

破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産管財業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当職は、破産会社において平成19年3月30日付けでなされた自己株式取得（30万3399株（発行済み株式総数の15パーセント）、譲渡人：株式会社セディナ（旧商号：株式会社クオーク）、譲渡代金1株あたり1万1929円、総額36億1924万6671円）につき、平成24年12月21日付けで、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（旧商号：プロミス株式会社）及び元取締役2名に対し、損害賠償等請求訴訟（請求額5億円（明示的一部請求））を大阪地方裁判所に提起しましたので、お知らせ致します。

なお、第1回口頭弁論期日につきましては、決まり次第、本ホームページ上の「訴訟の進捗状況について」でお知らせ致します。

記

【係属裁判所】	大阪地方裁判所 第4民事部
【事件番号等】	平成24年（ワ）第13893号 損害賠償等請求事件
【当事者】	原告 破産者株式会社クラヴィス破産管財人弁護士小松陽一郎 被告 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 外2名

以上